

定額減税調整給付金・低所得者支援給付金を支給します

低所得者支援給付金については、令和5年度非課税世帯への7万円、均等割のみ課税世帯への10万円・子ども加算5万円(1人につき)を受けとられた人は対象外となります。

対象 ①令和6年1月1日時点で志木市に住民登録がある定額減税対象者のうち、定額減税しきれない金額がある人

②令和6年6月3日時点で志木市に住民登録があり、令和6年度新たに住民税非課税となった世帯または均等割のみ課税世帯

③②に該当し、同世帯内で扶養されている18歳以下の児童がいる世帯

支給額 ①減税しきれない金額(1万円単位で切り上げた額)

②10万円 ③児童1人あたり5万円

申込み 10月31日(木)(当日消印有効)までに確認書などを返送または確認書に印字された申込みフォームから申込み

▼7月中旬に確認書などを送付します。

問合せ 共生社会推進課 ☎048(456)5364

▼7月中旬から専用問合せダイヤルとして、臨時福祉給付金室[☎048(260)6282]を開設します。

▼定額減税の金額については、課税課[☎048(473)1126]へお問い合わせください。



▲定額減税調整給付金



▲低所得者支援給付金

志木市マンション管理計画認定制度

建築開発課 ☎048(456)5372

市では、マンションの高経年化や管理組合員の高齢化など、マンションが抱える管理上の課題への取り組みを支援するため、志木市マンション管理適正化計画を策定し、マンション管理組合の作成する管理計画の認定制度をはじめました。

認定を受ける主なメリット

- ・マンションの市場評価の向上
- ・マンション共用部分リフォーム融資を利用した際の金利引き下げ
- ・築20年以上かつ住戸数10戸以上であれば、長寿命化工事(屋根防水工事、床防水工事、外壁塗装工事)を行い、工事完了から3か月以内の申し出により、翌年度の固定資産税を減額(3分の1)

マンション管理計画認定制度

対象 市内に所在する分譲マンションの管理組合

認定基準 ・管理規約が作成されていること

- ・長期修繕計画が策定されていること
- ・志木市マンション管理適正化指針に照らして適正なものであること
- ・(公財)マンション管理センターが発行した事前確認適合証があること

申込み 申込方法や必要書類など詳しくは、市ホームページまたはお問い合わせください。

▲市ホームページ



申請・認定の流れ

